



大阪労働局発表  
平成28年10月25日(火)

【照会先】  
大阪労働局雇用環境・均等部企画課  
  
(代表電話) 06(6941)4630

報道関係者 各位

大手銀行との協  
定は全国初!

### 大阪労働局と株式会社りそな銀行及び株式会社近畿大阪銀行が 「働き方改革にかかる包括連携協定」を締結します!!

～大阪府内の労働者の働き方改革・地域振興等を推進するため相互の連携を強化!!～

本日、大阪労働局(局長:苧谷秀信)は、株式会社りそな銀行及び株式会社近畿大阪銀行とより緊密に連携して、大阪府内の労働者の働き方改革・地域振興等を推進するため、「働き方改革にかかる包括連携協定」を締結いたします。

大阪労働局においては、大阪における働き方改革の推進のため、地方公共団体や労使を交えて話し合いを行うなど、様々な取組を行っています。

労働者の処遇改善、ワーク・ライフ・バランスの推進などの働き方改革の諸課題に取り組むため、融資等を通じて地域の中小企業等と密接に関わっている株式会社りそな銀行及び株式会社近畿大阪銀行と連携・協力して、中小企業などにおける働き方改革、労働生産性向上に向けた取組が進むための後押しを行っていきます。

#### 期待される効果

- ・お互いの知見を交換してお互いの業務運営に役立てることができる。
- ・両者の連携により、助成金制度その他の国の施策・方針を理解した株式会社りそな銀行及び株式会社近畿大阪銀行の職員がその見識を活用して適宜適切なアドバイスを中小企業事業主に行えるようになる。
- ・株式会社りそな銀行及び株式会社近畿大阪銀行の支店等を活用して大阪労働局の広報・啓発等を進めることができる。

<協定の内容>

別添1, 2参照

## 株式会社りそな銀行と大阪労働局との包括連携に関する協定書（案）

株式会社りそな銀行（以下「甲」という。）と大阪労働局（以下「乙」という。）とは、相互の連携強化を図ることで大阪府内の労働者の働き方改革・地域振興等を推進するため、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲と乙がパートナーとして、対話を通じた密接な連携により、大阪府内の労働者の働き方改革を推進することを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議の上連携し、協力する。

- （1）労働者の処遇の改善、ワーク・ライフ・バランスの推進その他の働き方改革に関すること。
- （2）雇用の促進及び安定に関すること。
- （3）人材育成に関すること。
- （4）多様な働き方に関すること。
- （5）労働生産性の向上に関すること。
- （6）乙の施策のPRに関すること。
- （7）その他本協定の目的に沿うこと。

2 甲と乙は定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙合意の上決定する。

### （協定の見直し）

第3条 甲又は乙のいずれかから、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

### （協定の解約）

第4条 甲又は乙のいずれかが、この協定の解約を申し出る場合、解約予定日の1ヶ月前までに書面によって相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

### （疑義への対応）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、これを解決するものとする。

以上、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成28年 月 日

甲：大阪府大阪市中央区備後町2丁目2番1号

株式会社りそな銀行

代表取締役社長 (自 署) 印

乙：大阪労働局

代表者 大阪労働局長 (自 署) 印

## 株式会社近畿大阪銀行と大阪労働局との包括連携に関する協定書（案）

株式会社近畿大阪銀行（以下「甲」という。）と大阪労働局（以下「乙」という。）とは、相互の連携強化を図ることで大阪府内の労働者の働き方改革・地域振興等を推進するため、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲と乙がパートナーとして、対話を通じた密接な連携により、大阪府内の労働者の働き方改革を推進することを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議の上連携し、協力する。

- （1）労働者の処遇の改善、ワーク・ライフ・バランスの推進その他の働き方改革に関すること。
- （2）雇用の促進及び安定に関すること。
- （3）人材育成に関すること。
- （4）多様な働き方に関すること。
- （5）労働生産性の向上に関すること。
- （6）乙の施策のPRに関すること。
- （7）その他本協定の目的に沿うこと。

2 甲と乙は定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙合意の上決定する。

### （協定の見直し）

第3条 甲又は乙のいずれかから、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

### （協定の解約）

第4条 甲又は乙のいずれかが、この協定の解約を申し出る場合、解約予定日の1ヶ月前までに書面によって相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

### （疑義への対応）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、これを解決するものとする。

以上、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成28年 月 日

甲：大阪府大阪市中央区備後町2丁目2番1号

株式会社近畿大阪銀行

代表取締役社長 (自 署) 印

乙：大阪労働局

代表者 大阪労働局長 (自 署) 印